

## 2023年度愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

### 1 日 時

2023年9月14日（木）午前10時30分から午前11時30分まで

### 2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス  
名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

### 3 出席者

会長及び委員 計41名

### 4 傍 聴

なし

### 5 議 事

- (1) 愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度の取組状況のとりまとめについて
- (2) 愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について
  - ア 愛知県の取組状況
    - (ア) 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業
    - (イ) 刑務所出所者等職場定着支援事業
    - (ウ) 地域生活定着支援センター事業
  - イ 名古屋地方検察庁の取組状況
  - ウ 愛知県就労支援事業者機構の取組状況
- (3) 関係機関周知事項

### 6 経 過

#### (1) 挨拶

- 会長（愛知県防災安全局長）

#### (2) 議事

- 愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度の取組状況のとりまとめについて  
資料1-1及び資料1-2に基づき、県民安全課から説明。
- 愛知県再犯防止推進計画に基づく取組状況について
  - ア 愛知県の取組状況
    - (ア) 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業の概要及び実施状況について、資料2-1、2-2及び2-3に基づき、県民安全課から説明。
    - (イ) 刑務所出所者等職場定着支援事業の概要及び実施状況について、資料3-1及び3-2に基づき、就業促進課から説明。
    - (ウ) 地域生活定着支援センター事業の概要及び実施状況について、資料4に基づき、地域福祉課から説明。

- イ 名古屋地方検察庁の取組状況  
愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度及び2023年度の取組状況について、名古屋地方検察庁から説明。
- ウ 愛知県就労支援事業者機構の取組状況  
愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度及び2023年度の取組状況について、資料5-1及び5-2に基づき、愛知県就労支援事業者機構から説明。
- 関係機関周知事項
  - ア 「地域援助・刑執行終了者への援助」について、資料6に基づき、名古屋保護観察所から説明。
  - イ 再非行防止サポートセンター愛知より、講演会について案内。
  - ウ 愛知県地域生活定着支援センターより、研修会について案内。

## 7 会議録

別添のとおり

## 2023年度愛知県再犯防止連絡協議会会議録

### 1 開 会

#### (1) 開会

##### ○ 事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、「2023年度愛知県再犯防止連絡協議会」を始めさせていただきます。本日の出席者ですが、時間の関係もでございますので、お手元の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。それでは、はじめに、愛知県再犯防止連絡協議会会長であります、防災安全局長から、挨拶を申し上げます。

#### (2) 挨拶

##### ○ 会長

本日は、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、犯罪のない安全なまちづくり、そして再犯防止の取組に、格段の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

この協議会は、再犯防止に向けた取組を推進するため、2018年に立ち上げたものであり、現在は、2021年3月に策定した愛知県再犯防止推進計画に基づき、それぞれのお立場から、再犯防止に向けた取組を進めていただいているところであります。

本日は、本来であれば、皆様方の取組状況について御紹介いただき、情報交換をしたいところですが、お時間の関係もありますので、取組の中から、本県の取組状況を御説明させていただくとともに、法務省名古屋地方検察庁様、愛知県就労支援事業者機構様の取組状況につきまして、御紹介をいただく形にさせていただきます。

本日の会議を有意義なものにしてまいりたいと存じますので、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

##### ○ 事務局

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、連絡協議会設置要綱に基づき、会長が務めることになっておりますので、防災安全局長にお願いします。

### 2 議 事

#### (1) 愛知県再犯防止推進計画に基づく2022年度の取組状況のとりまとめについて

##### ○ 会長

それでは、私が議事を進めてまいります。

はじめに、議事（１）愛知県再犯防止推進計画に基づく 2022 年度の実施状況のとりまとめにつきまして、防災安全局県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課長

お手元の資料 1-1 を御覧ください。これは、国や民間団体の皆さんが愛知県再犯防止推進計画に基づき、2022 年度中に取り組んでいただいたことを一覧表にまとめたものでございます。

次に、資料 1-2 を御覧ください。これは、愛知県の関係部局が愛知県再犯防止推進計画に基づき、2022 年度中に取り組んだことを一覧表にまとめたものです。

本来であれば、各機関の皆様方の取り組みについて御紹介させていただきたいところではございますが、お時間の都合もありますので、後ほど御確認ください。

なお、一覧表に記載されている各機関の取り組みの中で、御質問等がありましたら、質疑応答の時間に御質問いただくか、本協議会終了後、個別でその機関の方と情報交換などしていただけたらと思います。以上で説明を終わります。

○ 会長

御意見や御質問については、他の議事と合わせて最後にまとめていただきたいと思います。

次に、議事（２）「愛知県再犯防止推進計画に基づく実施状況について」のうち、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」について、防災安全局県民安全課から説明してください。

（２）愛知県再犯防止推進計画に基づく実施状況について

○ 県民安全課

それでは、防災安全局県民安全課の事業であります、2023 年度「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」について御説明します。

資料 2-1 を御覧ください。2023 年度「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」の概要について御説明させていただきます。委託先ですが、昨年度と同様、愛知県弁護士会にお願いをしております。委託期間は 4 月 1 日から 3 月 25 日としております。次に、業務内容についてですが、対象者は、「愛知県内において、起訴猶予処分、罰金・執行猶予・保護観察付執行猶予判決又は保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」、もしくは「愛知県内の裁判所で審判・判決を受け、矯正施設に在所中の者又は出所・退所する者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」としております。

資料 2-2 を御覧ください。2022 年度事業の実績を一覧表にしたものでございます。昨年度における愛知県の事業分の実績は 70 名、愛知県弁護士会の独自財源による事業分の実績は 59 名となっております。愛知県の事業分の実績における、支援活動の申出者別の内訳としましては、弁護士からの申出が 64 名、矯

正施設からの依頼が4名、更生保護施設からの依頼が2名となっております。

[資料2-3](#)を御覧ください。2023年度事業の進捗状況を一覧表にしたものでございます。8月末時点における愛知県の事業分の実績は41名、愛知県弁護士会の独自財源による事業分の実績は12名となっております。愛知県の事業分の実績における、支援活動の申出者別の内訳としましては、弁護士からの申出が31名、矯正施設からの依頼が7名、更生保護施設からの依頼が2名、その他が1名となっております。

以上で、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」の説明を終わります。

#### ○ 会長

次に、「刑務所出所者等職場定着支援事業」について、労働局就業促進課から説明をお願いします。

#### ○ 就業促進課

[資料3-1](#)を御覧ください。「刑務所出所者等職場定着支援事業」の概要となっております。事業目的は、名古屋保護観察所が実施する更生保護就労支援事業と連携いたしまして、その対象者のうち、保護観察等の期間が終了した者及び協力雇用主に対して、面談等の支援を引き継いで実施することで、職場定着を図ってまいりたい、というものです。委託先は、特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構にお願いしております。

事業内容は、[資料3-1](#)の(1)で、まずは、刑務所出所者の方への職場定着支援業務でございます。支援期間は原則、国事業の支援終了から3か月ですが、必要に応じて6か月まで延長して実施をしております。支援内容は、初回面談時に支援計画を作成いたしまして、月1回以上の面談を行い、対話を重ねることで、職場での人間関係の問題や、仕事への不満などへの助言を行って、職場定着に向けたフォローアップ支援を行っていくというものです。他にも、支援期間中に離職した対象者に対しましても、フォローアップを行っております。今年度の対象者は50名程度、支援回数は120回程度を予定しております。(2)が、協力雇用主への支援業務です。対象者は、(1)①の対象者を雇用する協力雇用主となっております。支援期間は、(1)①の対象者と同じとなっております。支援内容は、月1回以上の面談を行っておりまして、雇用継続のための助言や情報提供を行っているというものです。

続いて、[資料3-2](#)を御覧ください。令和4年度の支援実績をまとめたものでございます。(1)ア.刑務所出所者等に対する支援でございますが、令和4年度支援者数は55名と、前年度と比べまして37.5%の増加となっております。支援回数は423回と、23.0%の増加となっております。本事業は3年目に入りましたので、事業の認知度が高まってきていると認識しております。

続いて、(2)の支援期間です。3か月を過ぎまして、6か月までの支援を行っている者が、令和4年度は全体の41.4%で、前年度は39.3%でしたので、支援が長期化していることが見て取れるかと思えます。

(3) の就労期間は、支援終了後にどれくらい就労していたか、ということですが、3か月以内に離職された方が、令和4年度は4名、逆に、6か月を超えて就労していた方が、41.4%というふうになっており、支援を終了した方のうち、就労開始日から3か月以内に短期離職した方が全体の10%にとどまっています。本事業の前身事業として、モデル事業をやっていたころの短期離職者の割合は24.7%でしたので、そのころと比べると、大幅に改善していると考えております。

**資料3-2**の裏面を御覧ください。今年度6月末の状況をまとめております。

(1) ア. 支援実績は、支援者数が30名、支援回数が146回で、支援を望む支援者や協力雇用主が増加しているということが見て取れます。(3) の就労期間では、3か月以内に離職された方が今のところ0%ということで、支援終了後の就労期間が伸びており、効果が出ているのではないかと認識をしております。

今後とも国事業と連携を図りまして、保護観察等の期間終了後に、国から県へと支援対象者を引き継いで、職場定着支援を途切れることなく実施してまいりたいと考えております。

○ 会長（防災安全局長）

ありがとうございました。

続きまして、「地域生活定着支援センター事業」について、福祉局地域福祉課から説明をお願いします。

○ 地域福祉課

**資料4**を御覧ください。地域生活定着支援センターは、高齢や障害を有するために、福祉的な支援を必要とする、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院などの矯正施設からの退所予定者及び退所者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所中から、帰住地において、入所者の退所後、直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など、福祉サービスを利用できるように準備を行い、本人の社会復帰を支援することを目的としているものです。主な事業内容につきましては、(1) の矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務、(2) の矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務、(3) の矯正施設退所者への福祉サービス等についての相談支援業務、そして令和4年度から実施しております、(4) の高齢・障害者被疑者等支援業務となっております。こちらは、刑事司法手続きの入口段階にある高齢又は障害のある被疑者・被告人等で、釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後、直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行うものとなっております。このセンターの運営につきましては、特定非営利活動法人くらし応援ネットワークに委託をしております。全国で17番目のセンターとして、平成22年4月28日に開所し、センター長以下9名の体制で運営しているところでございます。

運営実績につきましては、3. 実績のとおりとなっております。このうちコー

ディネート業務につきましては、令和4年度実績として、地域社会に復帰できるよう、県内での受け入れ先の調整を行った終了件数を、特別・一般あわせて52件としており、成果をあげているものと考えております。

今年度も、特定非営利活動法人くらし応援ネットワークに委託を続けており、今後も引き続き、適切に事業を実施していきたいと考えております。

#### ○ 会長

ありがとうございました。ここまで、愛知県の取組状況について御報告させていただきました。

続きまして、「関係機関の取組状況」について、法務省名古屋地方検察庁様及び愛知県就労支援事業者機構様から御説明いただきたいと思っております。

それでは、まず、法務省名古屋地方検察庁様からよろしくお願いいたします。

#### ○ 名古屋地方検察庁

当庁における再犯防止の取組状況や関係機関との連携等に関しまして、初めに、関係機関との連携に向けた取組の実施状況の概要、続いて、再犯防止のための社会復帰支援の具体的事例の紹介をさせていただきます。

当庁では、国、自治体、民間団体等との連携強化に向けた取組として、お互い顔が見える関係を構築することを目標に、自治体や関係機関を訪問させていただいております。

2022年度につきましては、主に自治体との連携強化を目指しまして、県内54市町村のうち、40の市町を訪問し、高齢・障害困窮等に関する福祉担当の皆様、検察庁の業務や、検察庁で行っている被疑者・被告人の社会復帰支援、すなわち入口支援について説明させてもらい、理解や協力を求めるなど、県内各自治体の福祉担当部署との連携強化を図りました。

続いて、2023年度は、障害者基幹相談支援センターとの連携強化を目指しまして、これまでに、名古屋市内22か所の障害者基幹相談支援センターのうち、20か所を訪問しました。職員の皆様に対し、検察庁での入口支援等について説明し、意見交換を行うなどして、理解や協力を求め、連携強化を図りました。県の委託事業であります、愛知県地域生活定着支援センターや、名古屋市の委託事業である「名古屋市立ち直り支援コーディネート機関」を運営しておられる、NPO法人くらし応援ネットワーク様には、具体的事案についての入口支援をお願いしているほか、随時意見交換を実施するなどして、さらなる連携強化を図っております。

また、本年9月からは、東海北陸厚生局麻薬取締部との間で、薬物再乱用防止に係る支援の連携を開始することになりまして、愛知県弁護士会様にも案内させていただいたところです。愛知県弁護士会様には、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援でも大変お世話になっており、さらなる連携強化を図りたいと考えております。また、名古屋保護観察所の皆様には、日頃から、更生緊急保護による社会復帰支援でお世話になっておりまして、不定期に意見交換を行

って、連携強化に努めております。

検察庁・検察官は、自ら福祉的支援を実施する術を持ちませんので、検察庁における社会復帰支援は、いずれも、適切な支援機関等に繋ぐということであり、よって、当庁刑事政策推進室としましては、関係機関との連携強化、繋ぎ先の拡充が責務と考えております。繋ぎ先の拡充の一つとして、NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知様との間でも、意見交換の機会をいただくなど、将来、具体的事案について支援をお願いする機会に向けて、連携をお願いするなどしております。

以上が、2022 年度及び 2023 年度の、当庁における関係機関との連携に向けた取組の実施状況の概要になります。

続きまして、入口支援の具体的事例として、愛知県地域生活定着支援センターに繋がった事案 3 件を紹介させていただきます。

1 件目、2 件目は、名古屋保護観察所による更生緊急保護の重点実施により、被疑者等支援業務の枠組みで、愛知県地域生活定着支援センターに支援をお願いするに至った事案で、3 件目は、相談支援業務の枠組みで、同じく地域生活定着支援センターに支援をお願いした事案です。

1 件目は、80 歳の高齢女性の事案です。この女性は名古屋市内の簡易ホテルに内縁の夫と長期滞在していたところ、ほぼ寝たきりとなってしまった内縁の夫が、昨年 1 月ごろにホテル内で自然死しました。女性は約 1 年間、ホテルで内縁の夫の遺体を毎日拭くなどして一緒に過ごした後、遺体を放置して立ち去りました。そのため、死体遺棄罪で逮捕・勾留されましたが、起訴猶予になりまして、本年 2 月に釈放されました。この女性の生活費は 1 カ月あたり 4 万円の年金のみで、逮捕時の所持金は約 400 円でした。女性は実質住居不定となりまして、家族や、頼れる身寄りもなく、元々暮らしていた静岡県には戻りたくない、ということでした。この事案について、保護観察所による更生緊急保護の重点実施として支援してもらったものですが、女性は、保護観察所の聴取において、愛知県で暮らしたい、と希望を述べました。そこで、保護観察所と地域生活定着支援センターとで協議して、高齢女性が入居可能な施設を検討し、名古屋市内の施設に、一旦、自立準備ホーム枠で入居させ、その後、生活が落ち着いたところで、居住場所自体は変わることなく、自立準備ホーム枠から生活保護受給に移行させ、現在も生活保護費を受給しながら落ち着いた暮らしをしているとのこと。この女性は元々、本件の死体遺棄事件以外には、犯罪とは無縁の生活を送っており、保護観察所や地域生活定着支援センターの支援により、住居等が安定したことなどにより、今後、再犯のない人生を送っていただけたと思います。

2 件目は、70 歳の高齢男性の事案です。この男性は、パチンコ店でスロットのメダルを盗み、逮捕・勾留されましたが、起訴猶予となって本年 6 月に釈放されました。男性は、1 カ月あたり約 10 万 4 千円の年金と、障害加算ということで、生活保護費等を受給し、アパートで生活していましたが、ギャンブル好きで浪費を繰り返し、家賃滞納で本年 1 月にアパートを退居し住居不定となり、

生活保護も打ち切られ、犯行時は路上生活をしており、逮捕時の所持金は約 100 円でした。保護観察所による更生緊急保護の重点実施として、名古屋市内の自立準備ホームへの居住支援を行った後、地域生活定着支援センターが就業支援を行おうとしたものの、男性は、仕事は自分で探せる、と就業支援を拒否しました。しかし、保護観察所は、男性が自力で就業することは困難であると判断し、地域生活定着支援センターと再協議して、A型事業所での就業に向けて準備を進め、保護観察所の担当者が男性との面会を計画していた矢先、男性は、自立準備ホームから失踪してしまったということでした。ギャンブル依存や浪費傾向が疑われる男性でしたので、保護観察所としても、年金受給直後の出奔を危惧していたところ、本年 8 月の年金受給と同時に出奔してしまいました。この男性の場合、元々の生活の問題もあり、支援が不能となりましたが、出奔するまでの 2 か月余りは再犯せず、定まった住居で落ち着いた暮らしができており、このような積み重ねが再犯の減少につながるものと思われます。

3 件目は、44 歳の男性です。検察庁半田支部から、相談支援業務の枠組みで、地域生活定着支援センターに支援していただいた事例です。この男性は、同棲していた女性の家の窓ガラスを割ったことで、器物損壊罪で逮捕、勾留、起訴され、本年 6 月下旬、罰金判決で釈放されました。地方裁判所の半田支部で公判中の男性につきまして、当庁半田支部の検察官から、名古屋地方検察庁刑事政策推進室に、釈放時の支援に関する相談がありました。男性は、半田拘置支所に勾留されており、住民登録は元々半田市にあったものの、転出届を出したあと、どこにも転入届を出していないという状態でした。男性は約 5 年前に愛知県に来るまで、ずっと福岡県で生活しており、犯行時は、本件器物損壊事件の現場である半田市内の女性宅に居候していたということで、県内に頼る相手もいませんでした。また、事件の背景として、本件犯行時も、過去に事件を起こした際も、飲酒をしていたという事情があり、検察官は男性のアルコール依存の疑いを踏まえ、地域生活定着支援センターに支援を依頼することになりました。地域生活定着支援センターの担当者は、公判を傍聴するなどして、男性の人となりを確認するとともに、半田市とも相談するなどしていただきまして、半田市のアルコール依存に関する病院を紹介してもらえことや、半田市で生活保護申請が可能であるという情報を集めてもらい、判決時までには支援方針を検討してくださいました。しかし、判決当日、地域生活定着支援センターの担当者が、釈放となった男性と面談して、半田市での再起という計画を説明したところ、男性は、「自分はアルコール依存症ではない」と主張しまして、治療の必要性を否定し、さらに、居住場所については、名古屋市内を希望しました。地域生活定着支援センターの担当者は、男性の意向を踏まえて、直ちに支援方針を再検討し、名古屋市内で住居や生活保護受給の支援を受けられるよう、名古屋市南区の無料低額宿泊所へ同行し、半田市からの転出手続き、名古屋市南区への転入手続き、南区役所での生活保護申請などの支援を行い、生活保護受給に至りました。男性は、入居した無料低額宿泊所で日給 3000 円の仕事の斡旋を受けて、アパートへの移住などの自立準備を始め、過去の料金滞納で携帯

電話の新規契約ができないという問題についても、地域生活定着支援センターの支援を受けて解決し、さらに自立準備を進めました。地域生活定着支援センターの担当者が、南区社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや住まいサポート名古屋などと協働して、自立に向けた支援を検討していたところ、男性は、家賃が住宅扶助の上限を超えず、初期費用が無いというアパート物件を自力で見つけるなどし、本年9月1日、無料低額宿泊所から一人暮らしのアパートに移住し、移住先の住民登録も完了したと聞いております。この男性は支援者に対して不満を述べるなどの態度もあったそうですが、このような不満が、早く自立したいという意欲となり、結果として比較的短期間で自立支援が成功した事案だと思われまます。また、この事案については、国、県、市町村、民間団体による連携・協力が、再犯防止に関する社会復帰支援として良い結果につながったものと思われまます。このような連携・協力を続けていくことが、誰一人取り残すことのない、安全安心に暮らせる愛知の実現につながると思われまますので、検察庁としましても、関係機関とのより一層の連携強化を責務と考えておられまます。

○ 会長

ありがとうございました。

次に、愛知県就労支援事業者機構様から御説明をお願いします。

○ 愛知県就労支援事業者機構

**資料5-1**の裏面を御覧いただきながら、説明させていただきたいと思われまます。

愛知県就労支援事業者機構の2022年度の再犯防止に関する取組につきまますは、本日配布していただきました**資料1-1**にある通りですが、このうち、「II 1 就労の確保等」について、2点説明しまます。1つ目は、先ほど愛知県労働局就業促進課から御紹介いただきました「刑務所出所者等職場定着支援事業」が出来上がった背景事情やその意義について、2つ目は、具体的な事例をもとにして、どのような効果が出ているかについて御説明をしたいと思われまます。

**資料5-1**にありますとおり、2019年、協力雇用主という、罪を犯した人の事情を承知のうえで雇っていただいている人たちのところで働いている刑務所出所者等に対して、当団体の支援員が、刑務所出所者等と協力雇用主の間に入って、それぞれ面談をしながら相談に応じるということをモデル的に始めまます。その結果、過去の実態調査では、3か月以内に離職していた人が約6割いまますたが、モデル事業として職場定着支援を行ったことによって、24.7%まで大幅に減少させることができました。それを追いかけるような形で、2020年度から、国（保護観察所）の行う更生保護就労支援事業の中に、保護観察あるいは更生緊急保護という、保護観察所が関わっている期間に限られまますたが、同じような職場定着支援事業が始まりまますた。この事業につきまますても、当団体が受託をしていまます。しかし、保護観察は終わりが決められており、保護観察期間が終わると、保護観察所は一切関わることはできなくなりまます。更生保護就労支援

は、保護観察所が関わることのできる期間のみの就労支援ですから、保護観察期間が終わると同時に、職場定着支援も終わらざるを得ません。例えば、刑務所を仮釈放になる人は、本来の刑期の残りが保護観察期間となりますが、2022年版の犯罪白書によりますと、保護観察期間、つまり仮釈放の期間が3か月以内の人が40.3%ということで、保護観察期間が長い人は少ないです。また、執行猶予で保護観察がつく人は、最長5年間の保護観察となりますが、5年を迎える直前でやっと就職できた、という人もいます。そこで、保護観察期間が終了し、それをベースにしている更生保護就労支援が終わると同時に、それを引き継ぐ形で、その翌日からは、愛知県が同じような職場定着支援を始めようという事業が2021年度から始まり、その事業を当団体が受託しています。それによって、保護観察期間が残りわずかで、もっと支援が必要なのに、という人に対しても、保護観察期間終了から原則3か月、必要に応じて6か月までの息の長い支援ができるようになりました。効果につきましては、2021年度（事業初年度）と昨年度を比較して、支援人数が増え、支援期間も長くなっています。結果として、最終目的である、いかに職場に長続きさせるか、という就労期間も、大幅に伸びており、効果が認められるところであります。

続いて、具体的事例についてお話しします。

ある方は、仮釈放となり、なかなか就職できませんでしたが、我々の就労支援によってようやく就職できました。ただし、3か月間は試用期間で、正社員になれるかどうかは3か月经ってから判断される、ということで、3か月の試用期間が過ぎる前に、保護観察（仮釈放）期間が終わってしまいました。もし、保護観察終了後も続けられる愛知県の職場定着支援事業が無ければ、この方が正社員になれるかという結論が出ないうちに、職場定着支援を打ち切らなければなりません。愛知県の職場定着支援事業があったことにより、保護観察期間終了後も支援を続けて、この方を見守ることができました。この方は3か月の試用期間を終え、正社員に登用され、最終的に保護観察期間終了後6か月間支援を行いました。自分の持っている能力を活かして色々な資格を取りたい、また、会社もこの方に資格を取らせたい、と、将来を嘱望されるようになっていきました。

2つ目の事例です。更生保護施設に入っている方は、どこかに自立していかなければなりません。更生保護施設は職員が常駐しており、言わば24時間いつでも相談できる体制ですが、自立してアパートに入居すると、一人暮らしとなり、生活のことを相談できる人が誰もいません。そういう方に対して、保護観察等の期間が終了して更生保護施設を出た時点から、愛知県の職場定着支援事業を行い、職場に定着できるように相談に乗るのはもちろん、それに付随して、生活や金銭の管理についても助言をすることによって、地域の中で孤立しないで済んだ、という事例がありました。

3つ目の事例です。刑務所を出所する方の中には、過去に、アパートの家賃を払わなかったり、国民健康保険・年金等を払わなかったりして、借金をしている方がいます。刑務所を出て、更生保護施設を経てアパートに入居すると、

住民登録をしなければなりません。住民登録をすると、いずれ債権者が所在を知るところとなり、債務の請求が来ます。しかし、住民登録をしてしばらく経ってから債務の請求が来るため、保護観察期間が終わり、愛知県の職場定着支援事業に移行した段階で初めて、借金の催促が来た、という相談がありました。この方は、過去に何度もそのようなことがあり、それまでは、借金から逃れるために出奔してしまう、という生き方をしてきましたが、当団体からよりそい弁護士につなぎ、弁護士から助言を得て、今度は初めて逃げないで適切に対応できた、という事例がありました。

いずれにしても、地域の中で孤立していかないよう、寄り添う人がいることが刑務所出所者等にとってどれほど大切か、ということを感じました。

保護観察の限られた期間が終わった後も、途切れることのない息の長い支援を行うことによって、保護観察の期間ではカバーできなかった課題、あるいは保護観察の期間には表面化しなかった課題の解決に向けた支援ができるようになりました。刑務所出所者等が地域の中で立ち直りを図るためには、様々なハードルがありますが、そのハードルをクリアしていくための支援ができると考えております。

もう一点申し上げます。協力雇用主は刑務所出所者等を雇い入れて、保護観察中は、保護観察所にいつでも相談できますが、保護観察が終わると、保護観察所は相談相手になれなくなってしまいます。そういう意味で、愛知県の職場定着支援事業があるために、保護観察期間後も相談できる相手があったということで、協力雇用主の心理的な負担が減ったという声を聞く機会が増えました。これも、職場定着支援事業の効果でございます。

最後に、「協力雇用主を募集しています」というチラシ（資料5-2）がございます。近年の刑務所出所者等のニーズに応えるために、できるだけ幅広い業種の事業者が協力雇用主に登録されることが望まれております。そこで、名古屋保護観察所の御協力を受けて、チラシを2022年度に作成しました。愛知県労働局就業促進課をはじめ、愛知労働局を通じて県内各所のハローワークに置いていただくなど、様々な業者さんの目に留まるようにしていただいているところでございます。以上で私からの報告を終わります。

## ○ 会長

ありがとうございました。

ここまで、愛知県の取組、名古屋地方検察庁様の取組、そして、愛知県就労支援事業者機構様の取組を御説明いただきました。ここまでの説明内容について、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等もないようですので、議事（1）、（2）は以上で終了いたします。

続きまして、議事（3）「関係機関周知事項」といたしまして、「地域援助・刑執行終了者への援助」について、名古屋保護観察所様から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

### (3) 関係機関周知事項

#### ○ 名古屋保護観察所

**資料6**を使って御説明させていただきます。

「地域援助・刑執行終了者への援助」につきましては、令和5年12月から施行されることとなっております。こちらは、昨年度通常国会で成立いたしました「刑法等の一部を改正する法律」の中の一部でございます。「地域援助・刑執行終了者への援助」の中身でございますが、保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等、刑執行終了者等からの相談に応じ、情報の提供、助言などを行うこととされております。法律でこのように規定されたわけでございますが、これまでも、実際にこのような方々から相談があった際に、一切対応しなかったわけではなく、個別のケースに応じてお話しさせていただいたりしており、これらの対応について明文化したものとなっております。ただし、実際に御相談があった際にできることは、情報の提供や助言に限られています。**資料6**に、「既存の保護観察対象者向けの支援制度は利用不可」とあります。当然、保護観察は終わってしまった人になりますし、また、いわゆる更生緊急保護とも違います。例えば、保護観察中や更生緊急保護の期間であれば、更生保護施設への宿泊の委託や、就労支援でいえば、奨励金や身元保証などの制度がございますが、こういった国費を使った支援ができないというわけでございます。具体的にどのような形で支援を行っていくのかということでございますが、元保護観察対象者や地域住民、また、保護司の方から保護観察所へ相談があった場合に、それぞれのニーズに応じて、例えば、ハローワークや事業者さんをはじめとする就労支援の関係機関の皆様、ダルク等の民間支援団体、地方公共団体、保健・福祉機関や医療機関、居住支援法人、弁護士会、更生保護施設へつながらせていただくことを考えております。**資料6**の右上に、「名古屋保護観察所では既に試行で地域援助等を実施しています。」と書いてありますが、試行で支援した事例を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

1人目は30代の男性で、元暴力団員の方でした。保護観察中も仕事をして頑張っていたのですが、元暴力団員ということがネックになって、給与の振り込み先となる口座がなかなか作れませんでした。保護観察期間中からも、弁護士会に御相談はしていましたが、口座を開設するところまでは至らず、その後、保護観察期間が終了してしまいました。半年後、その方から保護観察所に相談があり、本来であれば、保護観察所は支援できませんが、「地域援助・刑執行終了者への援助」の試行の枠組みを使って、当庁から弁護士会に相談させていただいて、よりよい弁護士制度を活用して支援することができた、という事例がありました。

2人目は、40代の男性で、保護観察期間中に窃盗の再犯があり、逮捕され、その後釈放されましたが、精神病院に措置入院となりました。治療をしてもらい退院しましたが、退院した時点で、保護観察期間が残り1か月しかない、ということでした。この方は、保護司さんに日頃から色々と相談をしていました

が、保護観察が終わったら相談できる人がいなくなり心配だ、というお話があり、名古屋市の「立ち直り支援コーディネート事業」を紹介したところ、その方に支援を受けたいと言っただけだったので、保護観察中から名古屋市の事業につながせていただきました。保護観察終了後も、地域援助という形で支援会議などの場に保護観察所も出席して、一緒に支援をさせていただいた、という事例です。

取り立てて新しい制度、目新しい取組というわけではありませんが、これからも保護観察所に相談があった場合に、それぞれのニーズに応じて、関係機関の方々につながらせていただくことがあると思いますし、また、協力いただけそうな団体の開拓も行っております。そういった際にぜひ御協力をお願いします。

○ 会長

ありがとうございました。

次に、再非行防止サポートセンター愛知様より、講演会の御案内です。よろしくお願いたします。

○ 再非行防止サポートセンター愛知

再非行防止サポートセンター愛知は、設立から10年目に入りまして、当初から、少年鑑別所や少年院に入っている子に対して、面会に行かせてもらったり、社会復帰した後に親元に帰るサポートをさせてもらったり、親元に帰ることができない子については、保護観察所に相談をして自立準備ホームなどで引き受けをさせてもらったりしていましたが、活動を続けていて、少年の保護者の方たちのサポートができていないという悩みをずっと抱えていました。昨年、一緒に活動をしており、息子さんが10代のときに非行に走ってしまっ、親のしんどさを経験している女性2人に相談をしたところ、保護者の方が集まることのできる自助グループのような居場所が必要なのではないか、という話になりました。自分の家族が非行や犯罪をしてしまうと、親族にも相談できなかつたり、相談機関にもなかなか相談できず抱え込んでしまつたりする保護者がたくさんいるということで、昨年10月から、毎月第3土曜日に、今池駅の近くの空きスペースで、親の会「あかねこ」というものを開いています。これは、支援者や、親の立場でない人は一切参加できない会で、私（再非行防止サポートセンター愛知理事長）も一度も参加したことはありません。毎回、愛知県の東三河地区の保護者さんや、長野県、岐阜県の保護者さんなど、遠方からも参加していただいています。元々、非行少年で悩んでいる親の居場所として、東京で「あめあがりの会」が1996年からスタートして、東海地方でも、2001年から「ひまわりの会」というのがあったのですが、ひまわりの会が休止になり、保護者の方が集まる居場所が無くなっていったので、ひまわりの会の前代表の方に挨拶をしたうえで、親の会「あかねこ」をスタートさせました。

9月16日に開催いたします講演会では、子供や家族の非行・犯罪で悩んでいる人たちが孤立せずに、こういった居場所もあるということ一人でも多くの

人に知ってほしいと思っています。「あかねこ」の由来などは、資料7の裏面に書かせていただいております。以上です。

○ 会長

ありがとうございました。

最後に、愛知県地域生活定着支援センター様より、研修会の御案内です。よろしくお願いたします。

○ 愛知県地域生活定着支援センター

当センターでは、関係機関を含め、地域の方々との連携ということで、「司法と福祉の情報交換会」という勉強会を、年に何回か開催させていただいて、地域ネットワークづくりを図っています。コロナの時期は開催が難しかったのですが、今年8月に、今年度第1回「司法と福祉の情報交換会」を開催しました。司法や福祉の関係の方が集まって、分け隔てなく、色々な機関からお話をいただくという研修会を実施しております。今年度第2回目は、10月後半に行う予定をしております。その際、名古屋矯正管区更生支援企画課の方や、一宮の基幹相談支援センターの方に来ていただきまして、矯正施設の概要や、地域の自立支援協議会の取組、当センターの事例等の発表などを行わせていただく予定です。第1回的时候には、たくさんの方に参加していただきまして、触法関係の方々への支援に皆様が興味を持たれているのだということを感じております。もし御興味がある方がいらっしゃれば、御参加いただければと思います。

○ 会長

ありがとうございました。

ここまでの説明内容について、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等も無いようですので、議事は以上で終了いたします。皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは、進行を事務局に戻させていただきます。

○ 事務局

ありがとうございました。

最後に、委員の皆様から本日の協議会及び再犯防止に関連する事項について、何かありましたら、御発言をいただきたいと思っております。

発言も無いようですので、これをもちまして、「2023年愛知県再犯防止連絡協議会」を終了させていただきます。

事務局からお知らせがございます。県と市町村の連携体制の構築を図るため、再犯防止の取組についての情報共有を行う連絡会議を、9月25日（月）に開催いたします。もし、委員の皆様より市町村への周知事項等がございましたら、事前に事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。